暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人　西春日井福祉会

理事長　長瀬　保　様

所在地

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　㊞

電話番号

貴施設の給食委託に係る条件付き公募型プロポーザルに応募するにあたり、下記各項のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、誓約内容確認のため、必要に応じて社会福祉法人西春日井福祉会が本承諾書をもって関係官庁に調査・照会することを承諾します。

（用語の定義）

　⑴　暴力団　暴力団又は暴力団員等をいい、このうち「暴力団」とは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年５月１５日法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいい、「暴力団員」とは同条第６号に規定する暴力団員という。

　⑵　暴力団員等　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。（愛知県暴力団排除条例第２条第３号）

記

１　法人の役員等又は使用人（法人の役員等とは、個人事業主並びに法人の代表者、役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）及び支店又は営業所を代表する者をいう。使用人とは、直接雇用契約を締結している正社員をいう。）が暴力団員等であると認められるとき。

２　暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

３　法人の役員等又は使用人が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

４　法人の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

５　法人の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

６　法人の役員等又は使用人が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が上記１から５までのいずれかに該当することを知りながら、当該契約と契約を締結したと認められるとき。